

特別養護老人ホーム えみの里 入所基準

1 目的

特別養護老人ホーム えみの里（以下「えみの里」という）の入所基準を明示することにより、入所希望者の施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入所決定を円滑に実施できるようにするとともに、入所決定過程において透明性、公平性を確保することを目的に入所基準を定める。

2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において原則要介護3以上と認定された者で居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は2の方であっても居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由①～④に該当する場合には、特例的に施設へ入所(これを「特例入所」という。)することができる。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所申込みの受付

① 申込みの受付方法

原則としてえみの里のケアマネジャー等が入所希望者及び家族を面接したうえ、申し込みを受け付けることとする。

また、必要に応じて市町村の担当課や居宅介護支援事業者のケアマネジャーからも状況を聴取するものとする。

【入所申込時の提出書類】

- ・入所申込書
- ・被保険者証の写し
- ・直近3ヶ月間の「介護保険サービス利用票及び別表」の写し
- ・その他、えみの里が提出を求める書類の写し

② 受付簿の管理

入所申込みを受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。入所や辞退等が生じた場合には、変更内容を記載することとする。

③ えみの里側の説明

えみの里のケアマネジャー等は、入所希望者及び家族等に対して入所決定方法等の内容を説明し、入所申込書の「説明確認欄」に署名を受けることとする。

また、入所申込者に、申込時の状況に変化があった時（要介護度が変わった等）には、本人、家族または担当ケアマネジャーより状況変化について報告するよう説明することとする。

4 入所検討委員会

えみの里は、入所に関する検討のため入所検討委員会（以下「委員会」という）を設け、入所者の決定は、その合議によるものとする。

① 委員構成

委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、ケアマネジャー等で構成する。また、委員会には第三者委員として常陸太田市の担当課職員を加えることとし、社会福祉法人翔馬会の評議員、苦情解決に関する外部委員等を加えることができるものとする。

② 開催

委員会は、施設長が招集し、原則として3ヶ月に1回以上開催するものとする。但し必要性が生じたときは、直ちに会議を開催するものとする。

③ 議事録

委員会は、協議の内容を記録し、2年間保存するとともに、県または市町村から求めがあったときは、これを提出するものとする。

④ 秘密保持

委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

5 入所の必要性を評価する基準（別表）

① 要介護度

② 介護者の状況

③ 在宅サービス利用率

④ 近住性

6 ランク付けと入所希望者名簿作成

えみの里のケアマネジャー等は、入所申込を受け付ける際に、個別事情を調査し、その結果から別表1の基準に基づいて下記のとおりランク付けを行い、ランク別に入所希望者名簿を作成するものとする。

【ランク別点数区分】

Aランク……170点以上

Bランク……160点以上

Cランク……140点以上

Dランク……139点以下

7 委員会による入所順位決定

下記の諸事情を考慮したうえ、えみの里における最上位ランクより委員会の合議で入所順位を定め、空床が生じた場合、施設長は入所順位に従い入所者を決定するものとする。

また、次の事情がある場合は、施設長は入所優先順位を変更することができるものとする。変更した場合は、その後直近の委員会に報告し、了承を得なければならないこととする。

(施設の状況)	(希望者の諸事情)
① 居室の特性	① 認知症状による問題行動
② 医療的処置	② 待機期間
③ 要介護度	③ 介護者の介護に対する理解及び精神的負担
④ その他	④ 家屋等の環境的要因
	⑤ 経済的事由
	⑥ その他特記事項の内容等

8 特別な事由による優先入所

次の場合には、委員会の合議によらず施設長の判断で優先入所することができることとする。なお、施設長は、特別な事由による優先入所を実施した場合には、その後の委員会において報告することとする。

- ① 市町村からの入所依頼
 - ・老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託があった場合
 - ・家庭における虐待や介護放棄、事故や災害の発生等の事情により、市町村が緊急性を認め入所依頼があった場合
- ② 長期入院で退所後の再受入

入所者が3ヶ月以上の入院後、再度入所を希望し、居宅における介護が引き続き困難であると認められる場合
- ③ 緊急性等が認められる場合

入所希望者や介護者の心身の状態が急変（介護放棄、虐待等を含む）するなど、直ちに施設入所を必要とすると判断された場合

9 入所辞退の取扱いについて

入所希望者の都合により入所辞退があった場合には、辞退理由及びその時の状況に応じて、えみの里が再び優先度の判断を行い、入所辞退の繰り下げ等の取扱いを決定できることとする。

10 入所希望者名簿の更新

入所希望者名簿登載者については、申込（状況変化の報告があった場合はその報告）より半年毎に電話等による実態把握確認を行い、委員会において定期的に更新する。

11 市町村の担当課職員及びケアマネジャーへの情報提供依頼について

えみの里のケアマネジャー等は、入所希望者状況をより詳細に把握することができるよう、市町村の担当課職員及び入所希望者担当者ケアマネジャーに情報提供を依頼することができるものとする。

12 適正運用

えみの里は、この基準に基づき、適正な入所決定を行うこととする。

13 附則

- (1) 本基準は、茨城県特別養護老人ホーム入所指針を基本とし、必要に応じ見直しを行うこととする。
- (2) 本基準は平成16年6月1日から施行する。
- (3) 本基準は平成27年4月1日より一部改正する。

(別表) 入所評価基準 (総点数200点)

1 要介護度

要 介 護 度				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
20点	35点	50点	60点	70点

2 介護者の状況

(1) 希望者単身世帯	
1-① 身寄りがなく介護者がいない	65点
1-② 定期的(週3日程度)な介護可能者が希望者の居住地と同一市町村及び隣接市町村外に住んでいる	50点
1-③ 定期的(週3日程度)な介護可能者が希望者の居住地と同一市町村及び隣接市町村内に住んでいる	40点
(2) 希望者と配偶者及び高齢者(65歳以上)のみ世帯(※1)	
2-① 主介護者が病院等に長期入院中などの状況にあり、事実上介護が不可能	60点
2-② 主介護者が、要介護状態、病気療養中、障害を有するなどの状況にあり十分な介護が困難	50点
2-③ 主介護者が、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	40点
(3) 子世帯及び親族等と同居	
主介護者が、複数の介護や育児、または就業しているために十分な介護が困難	40点

※ 希望者が特養以外の施設、病院に入所(入院)している場合には、入所(入院)前の介護者の状況で評価する。

上記区分に直接該当しない場合でも、えみの里の判断で類似の項目に当てはめることとする。

※1 (2)の2-①または2-②の世帯条件で世帯外に介護可能者がいる場合には、(1)の1-②または1-③の点数とする。

3 在宅サービス利用率（※2）

①	支給限度基準額と実際のサービス利用額の単位の割合が8割以上	25点
②	同上 6割以上8割未満	20点
③	同上 4割以上6割未満	15点
④	同上 2割以上4割未満	10点
⑤	在宅生活が困難なため、特養以外の施設（老健、介護療養型医療施設、病院等）に入所（入院）している	20点

※2 直近3ヶ月の在宅サービス利用率とする。なお、特養以外の施設に入所等していた者で、退所後、3ヶ月経過していない者においては、入所前の直近3ヶ月か、それによりがたい場合には、退所後2ヶ月または退所後1ヶ月の利用率とする。

在宅サービス利用率の算定対象となるサービス

- | | |
|------------|---------------|
| ① 訪問介護 | ② 訪問入浴介護 |
| ③ 訪問看護 | ④ 訪問リハビリテーション |
| ⑤ 通所介護 | ⑥ 通所リハビリテーション |
| ⑦ 短期入所生活介護 | ⑧ 短期入所療養生活介護 |
| ⑨ 福祉用具貸与 | |

4 近住性

①	施設整備に係る意見書交付市町村と入所希望者または家族の居住地が同一市町村内である	40点
②	えみの里所在地と入所希望者または家族の居住地が同一老人保健福祉圏域内又は県内の隣接市町村内である	30点
③	入所希望考または家族の居住地が茨城県内である	20点